

令和元年11月22日開会
令和元年11月22日閉会

令和元年11月鳥取県西部広域 行政管理組合議会定例会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

令和元年 11 月 鳥取県西部広域 行政管理組合議会定例会会議録

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

議 事 日 程

令和元年 11 月 22 日 午後 1 時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案第 9 号 鳥取県西部広域行政管理組合会計年度任用職員の給与
及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第 10 号 鳥取県西部広域行政管理組合人事行政の運営等の状況
の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

議案第 11 号 鳥取県西部広域行政管理組合職員定数条例の一部を改
正する条例の制定について

議案第 12 号 鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の指定管理
者の指定について

議案第 13 号 平成 30 年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の
決算認定について

第 4 報告第 2 号 議会の委任による専決処分について（損害賠償の額の
決定について）

第 5 組合事務一般に対する質問

第 6 議案第 9 号～議案第 13 号（質疑・委員会付託・採決）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

議事日程第 1～第 6

日程追加 閉会中の継続審査について

~~~~~

出席議員（１６人）

|      |         |      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 今 城 雅 子 | 2 番  | 国 頭 靖   | 3 番  | 石 橋 佳 枝 |
| 4 番  | 戸 田 隆 次 | 5 番  | 三 嶋 秀 文 | 6 番  | 中 田 利 幸 |
| 7 番  | 渡 辺 穰 爾 | 8 番  | 柊 康 弘   | 9 番  | 足 田 法 行 |
| 10 番 | 井 藤 稔   | 11 番 | 杉 谷 洋 一 | 12 番 | 秦 伊 知 郎 |
| 13 番 | 幸 本 元   | 14 番 | 山 本 芳 昭 | 15 番 | 小 谷 博 徳 |
| 16 番 | 上 原 二 郎 |      |         |      |         |

~~~~~

欠席議員（ 0 人）

~~~~~

説明のため出席した者

|            |       |         |              |        |           |
|------------|-------|---------|--------------|--------|-----------|
| 管理者        | 米子市長  | 伊 木 隆 司 | 副管理者         | 境港市長   | 中 村 勝 治   |
| 副管理者       | 日吉津村長 | 中 田 達 彦 | 〃            | 大山町長   | 竹 口 大 紀   |
| 〃          | 南部町長  | 陶 山 清 孝 | 〃            | 伯耆町長   | 森 安 保     |
| 〃          | 日南町長  | 中 村 英 明 | 〃            | 日野町長   | 埴 田 淳 一   |
| 〃          | 江府町長  | 白 石 祐 治 | 〃            | 米子市副市長 | 伊 澤 勇 人   |
| 事務局長       |       | 神 庭 千 秋 | 消防局長         |        | 藤 山 史 郎   |
| 事務局次長兼総務課長 |       | 三 上 洋   | 事務局次長兼環境資源課長 |        | 隠 樹 千 佳 良 |
| 消防局次長兼総務課長 |       | 赤 川 紀 夫 | 事務局施設工事課長    |        | 板 井 寛 典   |

消防局予防課長                      安 達    憲 吾                      消防局警防課長                      多 田    儒 司

消防局指令課長                      細 田    恵 誠                      会計管理者                      針 田    智 子

事務局総務課長補佐兼  
入札財政担当課長補佐              伏 野    哲 彦

~~~~~

事 務 局 の 職 員

書 記 堀 尾 周 作 書 記 細 田 壮 一 郎

~~~~~

## 午後１時００分    開    会

○議長（渡辺穰爾）    これより、令和元年１１月鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。

~~~~~

諸 般 の 報 告

○議長（渡辺穰爾） 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。地方自治法第２９２条において準用する同法第１２１条の規定により、本日の会議に説明のために出席を求めた者の職氏名は、お手元の報告書のとおりでありますので御了承願います。次に、監査委員から報告がありました例月出納検査及び定期監査の結果につきましては、お手元にその写しを配布しておりますので御了承願います。次に、議会閉会中に組合議会委員会条例第５条第２項の規定により、議会運営委員及び各常任委員の選任を行いましたので御報告をいたします。まず、議会運営委員に、１番 今城議員、４番 戸田議員、９番 足田議員、１１番 杉谷議員、１４番 山本議員を。次に、総務・消防常任委員に、３番 石橋議員、５番 三鴨議員、６番 中田議員、８番 柊議員、１０番 井藤議員、１１番 杉谷議員、１５番 小谷議員、１６番 上原議員を。次に、民生・環境常任委員に、１番 今城議員、２番 国頭議員、４番 戸田議員、７番 渡辺、９番 足田議員、１２番 秦議員、１３番 幸本議員、１４番 山本議員を指名し、選任をいたしました。また、本日、議会開

会前に開催されました議会運営委員会におきまして、正副委員長の互選が行われました結果、委員長に戸田議員、副委員長に杉谷議員が決定した旨の届け出がありましたので御報告をいたします。なお、本日の議事日程は、お手元に配布しております日程書のとおり行いたいと思います。

~~~~~

## 第 1 会議録署名議員の指名

○議長（渡辺穰爾） それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、組合議会会議則第 54 条の規定により、3 番 石橋議員、及び 15 番 小谷議員を指名いたします。

~~~~~

第 2 会 期 の 決 定

○議長（渡辺穰爾） 次に、日程第 2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日と決定をいたしました。

~~~~~

## 第 3 議案第 9 号～議案第 13 号

○議長（渡辺穰爾） 次に、日程第 3、議案第 9 号から第 13 号までの 5 件、並びに、日程第 4、報告第 2 号、以上 6 件を一括して議題といたします。提案理由の説明及び報告を求めます。

○伊木管理者 議長。

○議長（渡辺穰爾） 伊木管理者。

○伊木管理者 ただいま御上程をいただきました議案第 9 号から議案第 13 号までの 5 議案及び報告第 2 号につきまして御説明を申し上げます。初めに、議案第 9 号「鳥取県西部広域行政管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、本組合における会計年度任用職員の給与及び費用弁償の額、並びにその支給方法に関し必要な事項を定めようとするものでございます。次に、議案第 10 号「鳥取県西部広域行政管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を

改正する条例の制定について」は、地方公務員法の一部改正により、新たに会計年度任用職員のうち、短時間勤務の職員を除く職員が公表の対象とされたことに伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。次に、議案第11号「鳥取県西部広域行政管理組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」は、地方公務員法の一部改正により、会計年度任用職員は一般職の非常勤職員として位置づけられたことに伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。次に、議案第12号「鳥取県西部広域行政管理組合うなばら荘の指定管理者の指定について」は、今年度末をもちまして、指定管理期間が満了となります、うなばら荘の次期指定管理者を指定しようとするものでございます。指定管理者及び指定期間につきましては、お手元の議案書のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。次に、議案第13号「平成30年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の決算認定について」は、監査委員の審査を経ましたので、その意見を付し、認定をお願いするものでございます。なお、詳細につきましては、決算書及び決算説明書を御参照いただき、口頭による説明は省略させていただきます。

~~~~~

第4 報告第2号

○伊木管理者 続きまして、報告第2号は、法律上、組合の義務に属する公務中の事故に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の委任による専決処分を行ったものでございます。詳細につきましては、お手元の専決処分書のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。以上、各議案及び報告につきまして御説明を申し上げました。御審議をよろしくお願いいたします。

~~~~~

#### 第5 組合事務一般に対する質問

**○議長（渡辺穰爾）** 次に、日程第5、組合事務一般に関する質問を行います。質問の通告がありますので、順次発言を許します。初めに、戸田議員。

**○戸田議員** 議長。

**○議長（渡辺穰爾）** 戸田議員。

**○戸田議員** 皆さん、こんにちは。米子市議会の戸田でございます。本定例会にあたりまして、大要を3点伺っていきたいと思います。まず初めに、先ほど市長からも提案がありましたうなばら荘事業団の指定管理について。これに関連するかもしれませんが、質問してまいりたいと思います。まず初めに、うなばら荘の指定管理については、従前私は5年間であったではないかなというふうに記憶しております。そうした中で、このたびの今の議案上程の中での内容にもありますように、2年間というふうな内容で

ございますが、その考え方についてまず伺っておきたいと思います。

**○伊澤副管理者** 議長。

**○議長**（渡辺穰爾） 伊澤副管理者。

**○伊澤副管理者** うなばら荘の指定管理に関する御質問でございます。今、議員のほうで御指摘がありましたとおり、うなばら荘につきましては平成24年にあり方検討会を設置いたしまして、27年から36年までの、これは平成であります、10年間について、基本的には5年5年ということで指定管理を継続するという方針を決めているということでございます。しかし、この1期目の5年間で終わるのが今年最終年度になるわけでございますが、去る本年2月の定例会におきまして、戸田議員のほうからも今の経営状況等を踏まえて、やはり、しっかりと見直しの議論を始める時期が来ているのではないかと御指摘をいただきました。そういったような状況も我々真摯に受けとめましてですね、抜本的な見直しの案も含めた検討を開始しております。しかし、今年度末で指定管理が終わるということは、これはもう決まっておりますので、今回取り組みを始めております検討の結果を、できるだけ早期に反映させるということが適当であろうと、このように考えておきまして、次回の指定管理については、従来の方針を変更いたしまして、2年間という形で設定させていただいているということでございます。以上でございます。

**○戸田議員** 議長。

**○議長**（渡辺穰爾） 戸田議員。

**○戸田議員** そういうふうな、従来5年間であって10年間だと。それが今回2年間というふうな形にしたのは、そういうふうな検討過程、今のうなばら荘の状況等が背景があって、そういうふうな形にしたのかなというふうに私は推察をするわけでございますけれども、そうした中で、今、私どもの自宅のほうに、うなばら荘の検討の経過についての結果の内容が届きました。その内容を見ますと、そのうなばら荘の指定管理者制度の候補者選定委員会の答申区分の中において、平成27年度から30年度の4年間においては約1億円の赤字が生じておったという内容でございました。そうした中で、その赤字分については、日吉津村さんが1億円を負担をしておられるというような内容が記載をされておられたわけでございますが、やはり、うなばら荘の経営状況と、日吉津村さんが一般財源をうなばら荘事業団さんに振りかえておるんだなというふうな事務体系はわかるんですけれども、そういうふうな中身を十分に吟味していけば、やはりこの状況を早急に脱却すべきであろうというふうな今の指定管理者委員会の答申といいますか、意見といいますか、そういうふうなものが記載されておりました。私は、異例だなあというふうに私自身は感じておったわけですが、やはりこの今の、脱却すべく方策を検討すべきではないかというふうな内容が示唆されておったのではないかなというふうに私は思うわけですが、その意見についてどのように受けとめておられるか、その辺のところを伺っておきたいと思います。

○伊澤副管理者 議長。

○議長（渡辺穰爾） 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 このたび開催いたしました、うなばら荘の指定管理者候補者選定委員会から示された意見についての御質問であります。戸田議員さんの御指摘もありましたが、委員会の御意見の中で、やはりうなばら荘の赤字、実質的な赤字の状況というのが指摘されております。その対応が必要だと、このように我々も考えているということは先ほど申し上げたとおりであります。このたびの御意見をしっかりと受けとめまして、今後のうなばら荘のあり方について、これ、以前の答弁でも申し上げましたが、過去の経過、土地を寄付していただいているという日吉津村さん、地元ですね、御意向もしっかり踏まえながら鋭意検討を進めて、できるだけ早いうちに結論を出したいと、このように思います。以上でございます。

○戸田議員 議長。

○議長（渡辺穰爾） 戸田議員。

○戸田議員 きょう、中田村長さんもおられるわけですけど、やはり一般財源を負担していくっていうのは相当なエネルギーがいるんだろうというふうに思います。そういうふうな日吉津村さんの事情を鑑みれば、大変な状況ではなかろうかなあというふうに思うところですが、一方、このうなばら荘の管理運営というのは西部広域の共同処理事務の中でございます。老人福祉施設という位置づけで共同管理をしているわけですが、そうした中で、いろんな当課のほうから、今後のいわゆる大規模修繕等のシミュレーション等を私たちも伺っております。将来的には、約7.5億円が必要であろうというふうに伺っておるわけですが、そこで共同処理事務の負担割合、私も調べてみました。そうした中でいきますと、やはり均等割20%、人口割80%だというふうに私は解しておるわけですが、将来的に大規模修繕の7.5億円を按分しますと、やはり米子市が約4億円弱、境港市が1億円、各町村さんも2,500万から約6,000万円弱ぐらいの負担が出てくるというようなシミュレーションを私はしたわけですが、やはりそういうような、今のうなばら荘の将来的な負担も想定をされる、想定をしているという状況下ではなかろうかなというふうに私は思うんです。そうした中で、やはり今の管理運営状況については、日吉津村さんの一般財源に依存をしているというのは、これは否めないというふうに私は理解しております。そうした中でやはり、こういうふうな現状下等を、将来的な負担等を鑑みれば、今、副管理者から御説明があったように、将来的なうなばら荘のあり方というのを、やはり私は十分に見極めていかねばならないと思います。改めてその辺の見解を伺っておきたいと思います。

○伊木管理者 議長。

○議長（渡辺穰爾） 伊木管理者。

○伊木管理者 私の方からお答えをいたしますが、現状につきましては、今、議員が御指摘のとおりと私も認識をしております。こうした状況の中で、先ほど副管理者のほう

からも答弁を申し上げましたが、構成市町村の皆さんとともにですね、このうなばら荘の今後のあり方について、検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。また本圏域にとりまして、この施設を有効に活用できるように鋭意検討を進め、そして早期に結論を出したいと考えております。以上です。

○戸田議員 議長。

○議長（渡辺穰爾） 戸田議員。

○戸田議員 違った視点で話をさせていただきますと、今の、中村市長さんや皆さん方も御存知だと思うんですけども、西部市町村圏の市町村共済組合が、いわゆる弓ヶ浜荘等を管理しておったという状況があります。そういうふうな中で、私もそういうとき、ちょうど担当で入っておりましたけれど、なかなか議論、結論が見出せなかった状況下ではなかったかなというふうに思います。そうしたその背景というのは、時代背景の中で、弓ヶ浜荘のある程度の経営状況が推移しておった。しかしながら、今の大規模修繕が想定される。そういうような今の修繕の財源がなかなか捻出できないというような議論の中で、最終的には弓ヶ浜荘を閉鎖したと。市町村共済組合も、鳥取のほうも閉鎖した。というような状況があります。そうした中で、やはり私はそういうふうな議論を今闊達にしていけないと、将来的には、これを先延ばしするのは私はベターではないというふうに考えております。そういうふうな視点から考えれば、やはり今のうなばら荘の資産価値がある間に、民間への売却・譲渡というような手法も私は一つの選択肢ではなかろうかなというふうに思うわけですが、その辺のところを伺っておきたいと思います。

○伊澤副管理者 議長。

○議長（渡辺穰爾） 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 検討の状況につきましては、去る8月の議会の際に委員会のほうで、経過報告という形でお示しをしておりであります。資料もお示ししておりますので、ここで重ねて説明することは省略させていただきますけども、抜本的な体制の見直し、変更ということも選択肢に入れてですね、検討しているということは、資料を御覧になればわかるとおりであります。これも重ねてになりますが、2月議会でも議員から御指摘いただいているんで、将来負担、将来発生する大規模改修、あるいは最終的には解体といったようなものをしっかり踏まえながらですね、構成市町村と一緒に今検討を進めているということでございます。しっかり検討してまいりたいと思います。以上です。

○戸田議員 議長。

○議長（渡辺穰爾） 戸田議員。

○戸田議員 しっかり検討しておるということでございますけども、視点を変えますと、昨今インバウンドは、いわゆる今の日韓の政治の歪みから、ある意味インバウンドがなかなか少ないと。皆生の状況も、先般の皆生の経営者とも話しましたが、宿泊業はなかなか苦戦をしていると。そうした中でうなばら荘にも、うなばら荘の宿泊客も外

国人の方が結構多かったというふうに私は側聞しておるわけですが、そういうふうな中で、やはりうなばら荘がこれから存続していくにはどうしたらいいのかなというようなことも、私は十分に検討していかなければならない一つの選択肢であろうかというふうに思いますが、そうした一方、西部広域の共同処理事務として本当にこれからつかさどっていくのがベターなのかどうなのか。その辺のところを今一度、これから十分に検討せねばならないというふうに私は考えるわけですが、改めて見解を伺っておきたいと思います。

**○伊木管理者** 議長。

**○議長**（渡辺穰爾） 伊木管理者。

**○伊木管理者** やはりこれ、御指摘のとおりですね、老人福祉施設として西部広域では運営をしているところでございます。それが今、収支の状況に改善を必要とする状況が生じているという状況認識でございます。ですので、こうした状況を構成市町村でよく議論をして、そして地元の日吉津村の御意見をよく伺って、今後のあり方というものについて方向づけをしていきたいと思っております。また御指摘、今御質問いただいたことと言いますと、場所的にも海辺にありますし、非常にポテンシャルといいましょうか、使いようによっては非常に素晴らしい福祉施設として、これから生かせる道は十分に私はあると思っております。それがどういう主体がやるのがいいのか、こうしたこともしっかり幅広に議論をしながら、よい結論を導けるように努力したいと思います。

**○戸田議員** 議長。

**○議長**（渡辺穰爾） 戸田議員。

**○戸田議員** 今の、管理者のほうから「幅広に検討していきたい」と。私はそれでいいと思うんですけど、私も正直に言いまして、うなばら荘の建設には現場監督で立ち会った当事者でございます。このうなばら荘に対しては、すごく思い入れはあります。しかしながら一方、市民の中からこういうふうな意見もございます。一般財源を入れて本当にそれでいいのか、というような御意見もいただくものですから、やはり共同処理事務としての、今一度踏みとどまるという今の過度期かなあと私は思っているところでございます。そういうふうな中で、当時はそういうふうな待望をされて、当時私も思い出すに、うなばら荘の利益をずっと上納して、うなばら荘の建設基金を積み立てをして、約4億円弱だったと思うんですけど。それだけ利益があって、それで今の建設に充ててきたという経緯もあります。そのことも十分に私は今の正副管理者の中でも共有していかなければならないという事項であろうというふうに思うんですが。そうした中でいろんな、日吉津村さんも多岐にうなばら荘についても貢献をしておられるってことは私も理解はしております。しかしながら昨今、こういうふうな皆生の状況なり共済組合等の状況を鑑みれば、ある程度共同処理事務としての使命を終えたというような感も私は強く考えていくべきではなかろうかというふうに思うところでございます。そうした中で、今、管理者のほうからも説明がありましたけれども、幅広くということでしたけど、た

だ、本当に正副管理者の中で十分に議論していただけているのかどうなのか。そこはなかなか私たちは見えてこない部分もあります。そういう中で、やはり今の直近の大きな課題として、私は今の正副管理者の中でも十分に議論していただければなというふうに思います。答弁を求めておきます。

**○議長**（渡辺穰爾） 伊澤副管理者。

**○伊澤副管理者** うなばら荘につきまして、重ねての御質問であります。これは、先ほど御答弁申し上げたとおり、地域の現状を今後ですね、これを整理して、どういう選択肢があるのか。先ほど管理者のほうからもお答えしましたが、温泉資源というものを有効に活用したいという地元の思いというのは変わっていないと思っております。ただ一方で、議員御指摘のとおり、現在のようにいわゆる広域行政管理組合の業務としてやるということが、それにつながるのかどうかといったことも含めてですね、しっかり議論してまいりたいと思っておりますし、そのことは今詰めてまいりたいと思っております。結論を先伸ばしにするということではなくて、一定のタイムスケジュールといいましょうか、スピード感を持って議論を進めてまいりたいと思います。以上です。

**○戸田議員** 議長。

**○議長**（渡辺穰爾） 戸田議員。

**○戸田議員** 繰り返しにしませんけれども、やはり将来的な財政負担、今の経営状況。一方、管理者が言われた、「ポテンシャルのある」というような状況もあるわけですが、そういうふうなところを総合的に判断をされて、今の西部広域の中で先送りするというような状況は、私はあってはならないというふうに思うわけです。そういうような中で、今のいい解決方法があれば、その辺のところを十分に検討されて選択肢を見出していただければというふうに思います。

そうしますと、し尿処理施設の統合についてを質問してまいりたいと思います。質問通告をいたしましてから今の常任委員会の資料が来ましたものですから、重複する部分があるかもしれませんけれども、何卒御容赦いただきたいと思います。今のし尿処理施設については、米子浄化場と白浜浄化場、両施設で運営をされておるわけですが、各市町村の公共下水道、集落下水道、特に米子市については、年間1億円を投資して合併浄化槽の処理事業を促進化を図って浄化を推進しておるわけですが、そうした中で、資料を見ますと、し尿の発生量が低下をしたということでございますが、今の統廃合についてどのように検討をしておられるか、その辺の状況等を伺っておきたいと思います。

**○伊澤副管理者** 議長。

**○議長**（渡辺穰爾） 伊澤副管理者。

**○伊澤副管理者** 浄化場の統合に向けた検討の状況についての御質問であります。詳細につきましては、先ほど議員のほうからもお触れいただきましたとおり、本日の民生環境常任委員会のほうで資料をもちまして説明をしていただくことになっておりますが、

ちょうど1年前だと記憶しております。昨年の11月の議会の際に、同じく常任委員会におきまして、その時点での中間報告というのをさせていただいております。その時点でも、一定の日変動量がありますので、日ごとに見ると難しい日もまだあるけども、総量としてはもう統合できるような環境になっているということを前提として、米子浄化場に集約することをできるだけ早期に実現するという方向性を示しておったところであります。その後、私が座長を務めさせていただいておりますが、あり方の検討会を重ねまして、日変動、それからさらにはこの日変動量というのが、何とか工夫によって平準化できないかといったようなことで業界の協力もいただいておりますね、そういった調整の試行といいましょうか、を行ったりなどなどをした結果、令和2年4月、来年度当初からの統合が可能であり、かつ適当であると。このように判断を現実ではしているということでございます。このような考え方で今後事務を進めてまいりたいというふうに考えておりまして、詳細は常任委員会のほうで御報告させていただきます。以上です。

**○戸田議員** 議長。

**○議長**（渡辺穰爾） 戸田議員。

**○戸田議員** 令和2年の4月1日で統廃合を図っていくんだと。米子の浄化場に集約していくんだという考え方でよろしいかなと思いますが。私もこれを大変評価しております。年間のランニング経費が約7,000万。で、今の大規模改修の要する経費が15億弱でしたか。14億7,000万というのは明記してあったんですけど、これが全てなくなるということでございますので、これは大変当局も苦労した結果だろうなというふうに思うわけですが。そうした中で、米子浄化場のほうに統廃合を図っていくという、来年の4月からということですが、一方、残された白浜浄化場の今の施設なり敷地があるわけですけど、その辺のところの跡地利用計画というのは、今定めておられるんでしょうか。その経緯を伺っておきたい。あの、経過を伺っておきたい。

**○板井施設工事課長** はい。

**○議長**（渡辺穰爾） 板井施設工事課長。

**○板井施設工事課長** 失礼いたします。白浜浄化場の跡地利用のことのお尋ねでございますが、現在の段階では、し尿処理施設を廃止された自治体の事前調査を行った段階でございまして、今後どう利用していくかということは、検討を進めてまいりたいというところでございます。以上です。

**○戸田議員** 議長。

**○議長**（渡辺穰爾） 戸田議員。

**○戸田議員** 視点を変えると、民間業者さんも結構おられるわけですね。私もあその建設に携わったんですけども、事務所は立派だったです。施設を、今のし尿の処理施設を全部取っ払えば、中間処理施設に転換を図れるというようなメリットもあるわけですけども、そういうふうな多角的に課内の中では検討されてはおられませんか。

**○議長**（渡辺穰爾） 板井施設工事課長。

○**板井施設工事課長** ただいま御答弁させていただいたとおり、今後そのあたり、広く検討させていただきたいと思います。以上です。

○**戸田議員** 議長。

○**議長**（渡辺穰爾） 戸田議員。

○**戸田議員** 私はやはり、そういうふうな将来的な構想がもう出た段階で、次、何をどういうふうにシフトするかというような事務に着手すべきだと私は思うんですよ。きょうはエコスラグセンターのことは触れませんが、やはりそういうふうな閉鎖をした時点で、圏域住民にとってどうあるべきか、どういうふうな有利な施策が展開できるかというのも同時並行して、もう既に事務着手すべきだと私は思うんです。これから情報収集してということでは遅いんじゃないかなと私はと思いますが、改めてその辺の見解を伺っておきたい。

○**伊澤副管理者** 議長。

○**議長**（渡辺穰爾） 伊澤副管理者。

○**伊澤副管理者** 今、担当課長のほうから御答弁申し上げたとおりでございますが、全く検討していないわけではございませんので。一応、一通りといいいましょいか、過去にそういったことをやったところの情報は集約し、こういう使い方があるんだなというようなことまでは把握しております。ただ、それぞれやはり各自治体や各施設の特性といいいましょいか、経過とか、それから規模とか、それから周りの環境とかございます。そういったものを踏まえて、これも海の近くの、位置的にはいいところではないかなと思っておりますし。ただ一方で、すぐ横にといいいましょいか、近接に淀江の下水の処理場もあるというようなこともございます。そういったような、周辺環境も踏まえながら、どういったことが必要なのか。最終的には活用の可能性といいいましょいか、を踏まえたいろんな意見を広く聞いていくようなこともしていく必要があるだろうと思ってはおりますが、それはこれからというところだ、そういう段階だということでもあります。いずれにいたしましても、広く情報を集めながら、できるだけ早く議論が進むようにしたいと思っています。以上です。

○**戸田議員** 議長。

○**議長**（渡辺穰爾） 戸田議員。

○**戸田議員** やはり地場産業さんにも、そういうふうな知識とかそういうノウハウを持っておられる方もいっぱいおられます。そういうふうな情報を逆にこちらからリークをして、で、今の跡地利用計画なり、地場産業さんがぶつかっていつてはどうですかというような考えも、私はあってもいいんじゃないかなと。私はそういうふうな情報を聞くもんですから。今のエコにしても、今こういうところでも、「どうですか、どういうふうな考え方をしておられますか」とよく聞くものですから、そういうふうな情報を逆にうちのほうから提供していくのも一つの手法ではないかなと、私は思うところです。いずれにしたって、今の圏域住民の方々の有効的ないわゆる施策を、私は展開していただき

たいというふうに、これは強く要望しておきたいと思います。次に、時間がないので、住宅用の火災警報器の設置及び消火器の設置義務について質問してまいりたいと思います。先般、ある連合自治会長さんから、住宅用の警報器の取り扱いについて質問をいただきました。国の指導に基づいて今の各家庭に住宅用の警報器を設置するというのは大々的にキャンペーンを張って、ほとんどそういうふうなのが設置されたんじゃないかなと思うわけですが、そうした中で約１０年がたちました。そうした中で、連合会長さんのほうからお話があったのは、そういうふうな、よく機能は果たしてない、電池切れだ、リセットができない、というような話がよく自治会の方から伺いますと。そういうふうな今の指導的なものについては消防局のほうがやられておられるんでしょうか、というような御意見をいただきましたが、その辺の対応方について伺っていききたいと思うんですけど。

**○藤山消防局長** 議長。

**○議長**（渡辺穰爾） 藤山消防局長。

**○藤山消防局長** 住宅火災警報器の更新についての御質問でございますが、御指摘のとおり、設置から１０年を経過する住宅火災警報器の経年劣化によります本体の不具合、あるいは電池切れによる動作不良が危惧されております。これにつきまして、４年前となりますが、国のほうも平成２７年１１月１２日に消防庁長官より、住宅火災警報器設置対策基本方針の改正がなされまして、消防局といたしましても、救急講習あるいは自治会の防火訓練など、機会あるごとに継続的に啓発のチラシを用いて周知する方法を、あるいは注意喚起を行っているところでございます。

**○戸田議員** 議長。

**○議長**（渡辺穰爾） 戸田議員。

**○戸田議員** 私、当局のほうから１０年経ったら取りかえるという今の広報、いわゆる各家庭に配ったということをいただきました。正直言って私見ておりません。家内に聞きましたら、「そういうものが入ったかなあ」という記憶があったようです。やはりそういうふうなことを考えれば、なかなかそういうようなところ、折り込みしたとしてもなかなか目につかない部分もあるかもしれません。そういうふうな観点を考えれば、やはりそういうふうなもう一度キャンペーンとか、今のそういう啓発の講習会とか。もう一つは、自治連合会にそういうアタックして行って研修を行っていくんだ、啓発を行っていくんだというようなことも一つの手法であろうし、もう一つは、各構成市町村の広報紙の中にも取り入れていくぞ、というような継続的な啓発事業が、私はこういうものが大切であろうというふうには思いますが、消防局はどのようにお考えですか。

**○議長**（渡辺穰爾） 藤山消防局長。

**○藤山消防局長** 御指摘のとおりでございます。継続的な啓発が不可欠と考えております。市町村広報紙への折り込みや自治会での消防訓練、救急講習など機会を捉えまして、チラシ等による広報を行うことに加えまして、メディア等の皆様の御協力も得ながら、

住宅用火災警報器の設置・維持について住民の皆様に啓発活動を継続してまいる所存でございます。

○戸田議員 議長。

○議長（渡辺穰爾） 戸田議員。

○戸田議員 視点を変えますと、一方、2019年の10月1日から、「あなたのお店に消火器はありますか」というような大きな調査指導業務が国のほうから通達が来ておると思います。これは、今の糸魚川の大規模火災の発生に伴って、こういうふうな啓発事業が国から指導が来たと私は思っておるわけですが、西部消防局の対応方についてはどのような現状ですか、伺っておきたいと思います。

○藤山消防局長 議長。

○議長（渡辺穰爾） 藤山消防局長。

○藤山消防局長 従前は、150平米以上の飲食店に消火器の設置義務がありましたが、御指摘のとおり、糸魚川の飲食店から大規模な火災に至ったという経緯を踏まえまして、消防法施行令が改正され、面積に関係なく全ての飲食店に設置義務が課されたところでございます。このため実態の把握が必要であったことから、県の関係部局と連携し調査した結果、管内で約750件の店舗が該当することがわかったところでございます。昨年11月の法改正にあたりまして、周知のためにリーフレットを作成しまして、全ての該当店舗に郵送いたしました。そして、今年度から立ち入り検査を適宜実施し、全店舗に立ち入り検査を行い、調査・指導を行っていく方針としております。

○戸田議員 議長。

○議長（渡辺穰爾） 戸田議員。

○戸田議員 それで、今750件あるんだと。調査・指導をしていくんだというふうな御答弁だったと思いますが。私も消防におったときに、予防査察業務、今の大きな国の施策で入ってきたんですが、その体制を整えるのに大変だったんですけれども、やはり、そういう大きな糸魚川の大規模火災の教訓として、初期消火が一番大事だと。初期消火については消火器の設置が必須ですよということが、一つの国の定義であろうというふうに私は理解するんですけれども。そこで750件もある中で、今の消防体制がなかなか組みにくい。専属チームを私は設置をして、その調査指導業務に対応すべきと思いますが、その辺のところを伺っておきたいと思います。

○伊木管理者 議長。

○議長（渡辺穰爾） 伊木管理者。

○伊木管理者 先ほど議員御指摘のとおりでございますが、平成28年の糸魚川の大規模火災を契機に法改正がなされたその趣旨はごもっともと認識しております。現在におきまして、日常的な業務を行いながら、計画的に立ち入り検査を実施しているところでありまして、これにつきましては、全体的な人数のやりくりの中で対応をしていきたいと考えております。

○戸田議員 議長。

○議長（渡辺穰爾） 戸田議員。

○戸田議員 今の管理者のほうから、やりくりと。常備消防の中では、やりくりがなかなか本当に難しいです。管理者も十分理解しておられると思います。そうした中で、どういうふうに体制を整えるかという、やはり非番の職員の対応が私は必須であろうというふうに思いますが。ただ、この中で非番対応でしていけば、時間外勤務手当もこれは発生してきます。これは当然、予算措置していかなければならないというふうに私は理解しておるんですけども、その辺の実態はどのように考えておりますか。伺っておきたいと思います。

○議長（渡辺穰爾） 藤山消防局長。

○藤山消防局長 失礼いたします。通年の業務計画にあたります立ち入り検査を現在行っておりますが、これに加えて、令和２年度・令和３年度に、御指摘のとおり、非番職員による時間外勤務を用いた立ち入り検査を加えて計画をさせていただきたいと考えております。これらを推進する中で、より効果を発揮できるよう必要な変更を加えつつ、早期に全店舗に対する立ち入り検査を完了してまいりたいと考えております。

○戸田議員 議長。

○議長（渡辺穰爾） 戸田議員。

○戸田議員 今の体制を整えていただいて、７５０件も、私は７５０件もあるかなあと。私は当時聞いたら、６００件ぐらいかなあと事前調査で伺ったものですから。それでもすごいなと。７５０件も調査事務を対応するというのは、大きな労力が私は必要であろうというふうに思います。しかしながら、糸魚川の大規模火災、私もネットで調べましたが、やっぱり初期消火が不備だったために、ああいうふうな大規模火災が起きたというふうに伺っておりますので、初期消火の大切さというのは、やはり西部消防局が一丸となって市民の方々に啓発をしていくのが私は求められておるのではないかなというふうに思います。一方、消火器をなかなか設置されている業者は少ない。飲食店業者も。そういうようなところも、この制度というのは初期消火の大切さを改めて市民の方々に理解していただくための方策であろうというふうに私は理解しますので、今の体制をある程度整えながら、今の管理者の答弁にもありましたように対応していただければなというふうに思います。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（渡辺穰爾） 次に、石橋議員。

○石橋議員 石橋です。私は、最終処分場の問題。一般廃棄物の最終処分場の問題について質問をいたします。最初に、最終処分場延命のため外部委託をしているわけですが、本年度から始まった外部処理は、第２最終処分場の延命のためと認識はしていますが、もう一度、目的と出された不燃残渣の処理のされ方を教えてください。処理の方法を教えてください。

○議長（渡辺穰爾） 隠樹環境資源課長。

**○隠樹事務局次長** まず、外部処理の理由ですけれども、こちらのほうは、本年1月30日の組合議会全員協議会のほうでも御説明したと思いますけれども、再度説明いたしますと、民間事業者においてリサイクルプラザから出ます不燃物残渣、これを焼却処理を行うことで、最終処分場の延命化においてプラスチックの選別処理施設を整備する場合と比較した場合に安価であるという結論から、プラスチック選別施設の事業を中止し、今の不燃物残渣の一部を外部処理とすることとしたものでございます。実際にどのように処理をしているかでございますけれども、不燃物残渣のうちの20ミリ以下のものについては、そのまま最終処分場に全量を埋立処理をしております、それ以外の不燃物残渣につきまして、外部処理と最終処分埋立。こちらの振り分けというぐあいになっております。以上です。

**○石橋議員** はい。

**○議長（渡辺穰爾）** 石橋議員。

**○石橋議員** その振り分けをした量の半量、50%が外部に処理委託がされているということですね。

**○隠樹事務局次長** はい。

**○議長（渡辺穰爾）** 隠樹環境資源課長。

**○隠樹事務局次長** はい、50%でございます。目標としております。

**○石橋議員** はい。

**○議長（渡辺穰爾）** 石橋議員。

**○石橋議員** この50%が出されている外部処理というのは、委託している事業者がどんなふう処理をされて、結局はどういうふうになっていくかということをもう少し説明してください。

**○議長（渡辺穰爾）** 隠樹環境資源課長。

**○隠樹事務局次長** 外部処理をいたしました不燃物残渣の行き先ですけれども、先ほど申し上げましたように、事業者のほうは現在「三光」という会社で焼却処理をしまして、その焼却灰を三重県の一般廃棄物処理施設に運搬をして、焙焼処理を行って土木資材として再利用されているものでございます。

**○石橋議員** はい。

**○議長（渡辺穰爾）** 石橋議員。

**○石橋議員** その処理ですけれど、委託料について、運搬処理委託料は幾らになっていきますか。そして、今年度始まってこの10月までの実績というものの、処理量、委託料、幾らになっているのでしょうか。

**○議長（渡辺穰爾）** 隠樹環境資源課長。

**○隠樹事務局次長** 委託の単価につきましてですけれども、まず運搬につきましては、1台当たり1万6,500円。税込みでございます。処理費につきましては、10キログラム当たり385円というぐあいになっております、現在、今年の4月から搬出を開

始しておりますけども、4月から、ちょっと11月分はまだ集計できていませんので、10月分ということでお答えさせていただきますが、現在、不燃物残渣の全体の排出量が、リサイクルプラザからでございますが、834トンに対して外部処理した量が420トンということでございます。これに伴います運搬委託料につきましては、412万6,800円。処理委託料につきましては、1,590万8,158円ということになっております。以上です。

**○石橋議員** はい。

**○議長（渡辺穰爾）** 石橋議員。はい、議長と。

**○石橋議員** あ、済みません。はい、議長。この委託料の実績というのはですね、大体その計画どおりに進んでいるということなんでしょうか。13年間外部委託したら、約7億円の外部処理費用というふうな計算が、1月ですかね、のときの検討結果の中で示されていましたが、それと比較してどうなんでしょうか。

**○議長（渡辺穰爾）** 隠樹環境資源課長。

**○隠樹事務局次長** 先ほど言われました7億円というのは、一応今でいうと令和13年度末までの期間をもって7億円という数字を出させていただいておりますので、1年間というわけではございません。で、予定どおりいっているかということでございますけれども、今年の4月から始めたことでございますので、この1年出した結果、最終処分場でどれだけあと残量が残るかにつきましては、測量等の結果を見てでないと判断はできないと思いますけども、現在、搬出量につきましては予定どおり、年間分については搬出できているのではないかと考えております。

**○石橋議員** 議長。

**○議長（渡辺穰爾）** 石橋議員。

**○石橋議員** ごみを減らすというのは、今差し迫った問題になっております。ごみが増え続けて、資源は減り続けるという循環は断ち切らなければなりません。減量するためには、資源を使い捨てにするようにはせずにリサイクルするというほかならないので、プラスチック残渣を加工して、最後には建築資材ですか、路盤材というふうに聞いてますが。にするのは、その理にかなっていることだというふうに思います。しかし、プラスチックの選別施設をつくっていたとしても、外部に委託したとしても、処理費用がやはり増大しています。廃棄物の処理法にうたわれているように、処理費用は市民や小売をする中小業者の責任ではありません。拡大生産者責任というのがありますが、それを徹底し、生産している大企業の責任で処理も行うよう、国に法の徹底と企業への指導を求めるべきだろうというふうに考えます。もともと西部広域が住民の税金で処理をする責任は本当はないというふうに思っております。これは国に求められるべきと考えますが、通告をしていませんので、これは質問でなく意見ということにとどめます。そして、延命処理しながら次期最終処分場を探さなければならないのですが、現在、産廃の予定地とされています所、あそこは第3処分場として計画をしたことはなかったとか、協定

書の範囲には入っていないとか言われていますけれど、それは昨年までの見解とは異なっておりまして、納得はできないというふうに私は考えます。あの土地に第3処分場をつくるのが、最も早く第3処分場の土地を確保する道であったと思います。次の質問に移ります。環境プラントの医療廃棄物を処分場に入れていたことなどの廃棄物処理法違反について伺います。平成の20年2月6日の西部広域会議録に書かれている、医療廃棄物の埋立や野焼きについて、西部広域の組合議会にその問題が出されて議論をされたことはあったでしょうか。

**○神庭事務局長** はい、議長。

**○議長（渡辺穰爾）** 神庭事務局長。

**○神庭事務局長** ただいまの御質問についてでございますが、平成31年1月30日開催の組合議会全員協議会におきまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく鳥取県からの勧告などについての報告を行った際に議論をいたしております。

**○石橋議員** はい。

**○議長（渡辺穰爾）** 石橋議員。

**○石橋議員** それまではされなかったということなんですね。なぜ論議をしてこなかったのか。この件が廃棄物処理法に違反するというふうに判断をした内容がこの会議録には書かれています。それは見過ごしていいことではなかったというふうに思います。議会にこの環境プラントの処分場運営の問題と、それに対する管理者としての方針を報告し論議すべき、その早い段階で。31年の県の勧告を待たないでも早い段階で議論すべきだったというふうには思いますけれども、その辺はどうなのでしょう。

**○議長（渡辺穰爾）** 伊澤副管理者。

**○伊澤副管理者** この問題につきましては、重ねてお答えしているところではございますが、議論したことがないのではなくて、平成元年の当時、地元からの御指摘のようなものもきっかけになりまして、不適物の混入があるのではないかなというようなことがあったわけでありまして。その時点で実情を調査し、そして議会のほうにも御報告し、そして必要な補正予算等もお認めいただいて、できる限りの対応をしてきたというのがこの問題の経過ということでございます。したがって、まったくそこまで何もしてなかったというわけではなくて、逆に議会にも御相談しながら、しっかりと対応してきたということだということ。これは、何度か議会のほうでお答えしているとおりでございます。以上でございます。

**○石橋議員** はい、議長。

**○議長（渡辺穰爾）** 石橋議員。

**○石橋議員** 住民からの文書が出てきて、調査もして、正式に公文書で回答もしているというふうに以前にもお伺いしました。その文書というものを出示していただきましたけれど、それは平成元年に住民のほうから出されたものに、回答文書は平成5年になっているんです。この、今問題にしている会議録というのは平成20年です。その間15年

もたっております。それであるのに、なぜ環境プラントの社長がここまで心配をされるのか。この問題で掘り返されたら大変だ、というふうに心配されるのか。きちんと、そのときに処理がされていて論議もされているのであれば、そこまで心配する必要はないと思うんですが、なぜなのでしょう。やはり、この文書についてはきちんと開示をされて、改めて論議をするという必要があるというふうに思います。私の開示の要求に対しても、真っ黒の黒塗りの文書をいただきました。住民のほうにも、やはり真っ黒の開示文書でした。そこにそれだけ黒塗りがあるというのは、よほど不都合なことが書かれているのではないかと、かえって疑惑が深まります。住民も本当に不安です。そういう意味において、これは公文書ですから、プライベートのものではありません。その中に出てこられる方も、広域の責任ある方。そして環境プラントの社長さんとか、そういう一般廃棄物の処分場に対して責任を持っている方です。ならば、それはプライベートな問題ではないので、この公文書がちゃんと開示し、広域議会で改めて事を明らかにする論議をすることを重ねて求めますが、いかがでしょうか。

**○議長（渡辺穰爾）** 伊澤副管理者。

**○伊澤副管理者** 情報公開の問題につきましても、かねてからお答えしているとおりであります。当然のことではありますが、公文書の公開につきましては、情報公開条例の規定に基づいて、一方でいわゆるプライバシー保護といいたいまいしょうか、個人情報の保護、企業も当然プライバシーというのを持っているわけでありますので、そういったものの均衡といいたいまいしょうか、兼ね合いもしっかり判断するようになっておりますので、そういったものを踏まえて、制度の趣旨にのっとって運用をしているということでございます。以上でございます。

**○石橋議員** はい、議長。

**○議長（渡辺穰爾）** 石橋議員。

**○石橋議員** こういう問題は本当に、住民にとって大きな問題です。将来にわたってのそういう何か、本当に環境が本当に守られるか、私の住んでいるところが安心していいのか。こういう問題ですから、それは住民が情報を知る権利がある。知る権利よりも、その業者のプライバシーを守ることが優先するというふうには思えません。重ねて開示を要求しておきます。次に、医療廃棄物が処理された期間と量が幾らだったのかということ伺います。「昭和64年1月の第1処分場稼働後、数カ月にもわたり産業廃棄物である医療廃棄物が混入していたと言わざるを得ないと判断した」というふうに、県の勧告書には記述してあります。数カ月というのはいつなのか。そして、あわせて聞きますけれど、その時点でなぜ危険な医療廃棄物を掘り返して取り除かなかったのか、伺います。

**○神庭事務局長** はい、議長。

**○議長（渡辺穰爾）** 神庭事務局長。

**○神庭事務局長** 医療系廃棄物のうち、一般廃棄物に該当する物は処理をいたしており

ましたが、平成元年から産業廃棄物に該当する物が混入したのではないかとの疑義が生じたため、その後、適切に処理をいたしております。

**○議長（渡辺穰爾）** なぜ掘り返せなかったのかって、あわせて質問されていますよ。神庭事務局長。

**○神庭事務局長** はい、失礼いたしました。地元から指摘を受けた後、地元淀江町、組合議会で報告をいたしまして、当時として適切に対応いたしました。さらに、医療機関への適正処理の文書依頼や、各市町村へ搬入停止や排出禁止徹底の文書依頼を行いまして、平成２年１月には岸本中間処理場に専用の選別装置を導入し、より適切な廃棄物処理を行っております。

**○石橋議員** 議事進行で、議長。お答えいただいてないんですよ。

**○議長（渡辺穰爾）** 手を挙げるように。

**○石橋議員** はい、済みません。

**○議長（渡辺穰爾）** 石橋議員。議事進行ですね。

**○石橋議員** そうです。

**○議長（渡辺穰爾）** 止めて、時計。

**○石橋議員** 質問しました。何カ月、いつまで搬入されたのかということについて、お答えしていただいております。なぜそのときに掘り返さなかったのかという、わかった時点で。も、聞いておりますが、お答えいただいております。

**○議長（渡辺穰爾）** 通告しておられるでしょう。そういうふうに。

**○石橋議員** はい、通告しています。

**○議長（渡辺穰爾）** はい、伊澤副管理者。

**○伊澤副管理者** 今の、局長のほうからお答えしましたが、議員は、搬入されていたということを大前提として言うておられるわけでありましたが、そうではありませんよ、ということをお答えしたということでもあります。ちなみに、県のほうから指摘されている、これは県のほうの調査の結果を県のほうから言うておられますので、正確には県のお考えということになるわけでありましたが、全て除去、つまり先ほど局長がお答えしたとおり、適正な処理を我々はやったというふうに思っておりますが、県としては当時、完全に除去できたと言い切れない状況があったんじゃないか、ということを言及しておられます。それが、正確にいつからいつまでを指したものなのかということとはですね、正直私どもにはわかりません。が、例えば平成元年の１月に稼働を始めてから、最初に地元のほうから御指摘があつて問題が表面化したというんでしょうか、ということが確か３月だったと思いますので、その間はそういう状況があったのかもしれない。ただ、先ほど局長からお答えしたとおり、当方としてはできる限りの適切な対応をしたと。こういうことでもあります。以上であります。

**○石橋議員** はい。議長。

**○議長（渡辺穰爾）** 石橋議員。

○石橋議員 県はそういうふうに言うておられるけれど、「私たちはそうは思っていない」というふうに、先ほどお答えになりました。それ、事実と違うんだよということを言われたいんですか。

○議長（渡辺穰爾） わかりやすく答えてあげてください。伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 済みません、わかりやすく答えているつもりではありますが。事実と異なるというか、県のほうも何か確定的な事実を指摘しているわけではない。このように我々は読んでますし、県のほうからもそういうことだというふうに確認しております。以上です。

○石橋議員 はい。議長。

○議長（渡辺穰爾） 石橋議員。

○石橋議員 その黒塗りの文書の塗っていないのを私は拝見しました。それが出たから、県のほうも調査に入られ、そして勧告になったんだというふうに思っております。河本前社長は、「入ってくるものが医療関係の物もみんな入ってくるでしょ。それが全く腐っていませんから」、こんなふうにおっしゃっています。どんな状態であるのか、医療廃棄物があることもしっかりそこで認めている発言があるわけです。だとしたら、確認できないという、それはごまかしではないかというふうに私は思います。済みません。

○議長（渡辺穰爾） 質問をしてください。

○石橋議員 はい。です。なので、そういうふうにはっきり言われている物は取り除くことをしなければならなかったのではありませんか。

○議長（渡辺穰爾） 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 重ねてのお答えになりますが。当時、そういう現実現場で御指摘があり、当時としてできる対応は最大限やったということでもあります。したがって、何かその適切な対応を怠って、そしてその結果として、まだ何か具体的な対応が残っているのではないかという議員の御指摘。そういった認識は我々は持っていないということでもあります。ちなみに、議事録のことをおっしゃいますが、その議事録は全体を通して読んでいただきたいというふうに思います。以前にもお答えしましたが、これは平成20年当時、築堤、堤の築き方の工法をめぐって、見解の違いからかなり激しいやりとりが行われている中で、自分たちの工法のほうを推したいというお気持ちがあったんだろうと思うんですけど、そういった背景の中の、言葉の飛び交うやりとりの中で出てきておる話でありますので。そういった全体を読めば、そういった流れの中で御理解いただけるんじゃないかなと、このように思います。以上です。

○石橋議員 はい。議長。

○議長（渡辺穰爾） 石橋議員。

○石橋議員 まあ、読んだ上で言っているわけですけど。そういう河本前社長の発言があるにもかかわらず、そうではないとおっしゃるんですが。それであればなおさこの文書は開示をして、この議場におられても全容のわからない議員も全部、全容を知る

ように、そしてきちんと本当はどうだったのかということが明らかにされ、住民の疑問も解かれ、不信を解かれるようにするべきであるというふうに思います。まあ、そういうことを考えます。で、住民の疑念を晴らすために今後、適切な運営をされていくように、住民や第三者の専門家が参加で調査をする責任があるというふうに考えますが、いかがお考えでしょうか。

**○議長（渡辺穰爾）** 神庭事務局長。

**○神庭事務局長** はい、議長。県の立ち入り調査におきまして、一般廃棄物の搬入状況や水質検査結果等について確認をされ、廃掃法の基準と照らし合わせ、最終処分場の維持管理に問題がないこと、また周辺環境に支障がないことが確認されておりますので、適正に管理運営を行っており、組合として改めて調査する考えはございません。

**○石橋議員** はい。議長。

**○議長（渡辺穰爾）** 石橋議員。

**○石橋議員** 住民の福祉のために仕事をするというのが、公の仕事だと思います。情報は住民のものです。ちゃんと住民が安心できるように、開示されるべきだというふうに申し上げておきます。重ねてついでに言いますけれど、通告出していませんが。この中で何度も火を燃やしたという河本前社長の発言もあり、それは野焼きをしなかったんだという県の報告がありました。この辺にも大変疑念がありますので、ぜひ調査をするということを重ねて要求しておきます。次にですね、築堤について。堰堤築堤と保有水の安全についてということで伺います。二つ目の、流出文書といわれる問題。これは20年1月22日の西部広域の会議録ですが、それは8月の委員会で配布されて、初めて私も読みましたが、これに書いてあるのは、確かにその築堤に関する論議を専門家同士が交わされているということでした。「平成19年の豪雨の後で計ったら、第2処分場の保有水が主堰堤の上部の1.5メートル下まで来ていたというのを確認した」ということがあって、その後に黒塗りがちょっとありますけども、「今後それ以上の降雨があった場合は、主堰堤を越すことが考えられる」と書かれています。また、主堰堤より保有水が上がってくるような場合には、大地震が来たら主堰堤が崩壊する恐れがあるとも書かれています。今ねえ、考えられないような豪雨が続けざまに毎年起こっております。とても心配な問題です。この保有水の水位は、今はどれほどなのか。この危険についてどのように対処されたのか、教えて下さい。

**○隠樹事務局次長** はい。

**○議長（渡辺穰爾）** 隠樹環境資源課長。

**○隠樹事務局次長** 保有水はどれくらいあるかということですが、具体的にどういった環境下における保有水を言っておられるのか、私にはよくわかりませんが、あえて言うならば、確かにおっしゃられますように、最近、降雨量も増えてますし、私も土木の技術者ですので、やっぱり現場を見た際に、実際どれぐらいの地下水っていうか、中にたまっている保有水がどれくらいあるものだろうかということで、調査できる範囲

で職員に指示して見させました。実際に穴をあけるわけになりませんので、既存のガス抜き管ですとか縦排水管、この中で当たられる範囲で当たらせて現在もおりますけれども、その一番の近々の深さというのが、一番その排水管の出口から、およそ4メートルぐらい高いところにございます。それは、一番下の堰堤の、堰堤の高さが12メートル今現在ありますので、要は3分の1程度のところを計っておりますけれども、私が着任して以来、その高さまで水が来ているという状況は確認できておりませんので、その流末のところまで見れば、どれくらい保有水があるのかということはありませんけれども、今の排水している状況の中で、実際、中にどんぶりとお水がたまっているという状況は確認できておりませんので、安心していただければよろしいかと思います。以上です。

**○議長（渡辺穰爾）** 石橋議員。

**○石橋議員** 議長、はい。会議録の中では、主堰堤の上から1.5メートルのところまで来ているという心配をされている保有水が、なぜ今は、おっしゃるとおりに安全なところにあるのか、その理由は何だというふうにお考えになりますか。

**○議長（渡辺穰爾）** つまり会議録との比較が一番の根拠だな。まあちょっと答えられて。隠樹環境資源課長。

**○隠樹事務局次長** 表面から1.5メートルというのが、どういう状況下で1.5メートルというものを検出されたかということが定かではありませんので、それに対してお答えするというのは非常に難しいですけれども、まあ1.5メートル、何らかの状況で1.5メートル。要は、例えば下に一部でも水を通さない部位があったときには、その上に水が幾らか残ってしまう状態も考えられるでしょうし、一円でその1.5メートルのところまで水が来ているということもなくはないと思います。ただし、それがどういう状況になって、そういうぐあいに水がたまったかということは、その状況がわかりませんので、何ともお答えすることができません。

**○石橋議員** はい、議長。

**○議長（渡辺穰爾）** 石橋議員。

**○石橋議員** 専門家が大変心配していると交わされてる論議です。私ども素人には、専門的なことはなかなか難しくてよくわかりません。だからこそ、やはりそこはちゃんと調査をして、そして、どういうことであつたのか明らかにしていただきたいと思います。そこで危ないと言われているものが、今は大丈夫なんだと言われても、じゃあどうしてそういうことになったのか、何か対策をとられたのか、その辺がさっぱりわからないので。この専門家の人がなぜそこで危ないと言われてて、それが今そうじゃないなんていうのは、その専門家の方にも聞いてみられるべきだというふうに思いますので、そこは明らかにして、不安を取り除くようにしていただきたいと思いますね。

〔「はい」と声あり〕

**○議長（渡辺穰爾）** 質問ですか。

**○石橋議員** はい、質問です。そうしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡辺穰爾） 隠樹環境資源課長。

○隠樹事務局次長 先ほどおっしゃいました対策につきましては、横排水だけではなく縦配管を設けて縦排水もするような、今、構造になっておりますので、そういうぐあいに宙水と言われるものがたまらないように、縦抜きで下の排水管まで落とすような、今、構造をつくっておりますので、そういった部分は安心していただきたいと思います。

○石橋議員 はい。議長。

○議長（渡辺穰爾） 石橋議員。

○石橋議員 あの一、そうですね。この1月の文書では、保有水の問題、環境プラントと西部広域の間で、そしてその専門家を交えた間で話されながら、そこで対策がどうもとられてない。調整槽を広げるという話もされていましたが、変更申請をすると新基準に処分場全体があてはまらない。そして、堰堤の築堤ができなくなるからというようなことまで語られております。で、変更申請せずに築堤したその経過は、組合議会に報告、了承されているのでしょうか。議会に報告、了承されているのでしょうか。

○隠樹事務局次長 はい。

○議長（渡辺穰爾） 隠樹環境資源課長。

○隠樹事務局次長 築堤に関しての、調整槽の拡張のことにつきましては、これもお話したことがあるかもしれませんが、一応それは、増量せにゃあいけんというのは新基準に合わせた場合ということでありまして、現在の一般廃棄物最終処分場がつくられた年限からしますと、その新基準には適合しなくてもいいということになっておりますので、そういったことはお話をしていたという記憶もございませんので、ないものだと思います。

○議長（渡辺穰爾） 石橋議員。

○石橋議員 議長、はい。もうその専門家の会談の中では、要するにそれを拡張するための場所がないというふうなことで、できないということになっている、というふうに話されています。で、そのことも含めてですね、やはりここら辺の保有水の問題も、ぜひ明らかにして、議会の前に。そして西部広域の住民の前に明らかにしていただきたいというふうに思います。専門家、住民も、まあまず第三者の専門家の人の意見とかも聞いていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡辺穰爾） 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 先ほどからお答えしておりますが、今の処分場というのは、設置当時の国の基準をしっかりと満たして、そして県の許可も受けて築堤しているものであります。その過去のやりとり、これも先ほどお答えしたことと同じなんですけども、築堤の工法をめぐってかなり激しいやりとりが技術者同士の間で行われていると。そのやりとりの中でのことであります。全体を通して最終的には、お互いに言い分や考え方の違いはあるけれども、住民の皆さんのために、地域のために、安全安心な築堤工法をよく考えていきたいと思いますということで、その会議は終わっているという内容は、議員お読みになっ

てよく御存知のとおりであります。したがって、改めてそのことをもってですね、直ちに何か検討・検証しなければならないと、このように我々は思っておりませんし、そういった問題が存在しているという認識はございません。以上です。

○議長（渡辺穰爾） 石橋議員。

○石橋議員 はい、議長。保有水の問題のところで言われています調整槽を、調整池ですけど、広げるには土地がないっていうふうに言われていますけれど、今、産廃処分場の予定地になっているあの土地も活用すればできるのではないかというふうに思います。安全のために最大の対処をしていただきたいというふうに思います。あの土地はそういうふうに使うべきでないか、という質問です。

○議長（渡辺穰爾） 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 水の問題から、いわゆる第3期と呼ばれるところの土地利用の問題につながられるという質問の趣旨を十分ちょっと計りかねているところではございますが、そのような考えはございません。以上です。

○石橋議員 はい、議長。

○議長（渡辺穰爾） 石橋議員。

○石橋議員 本当に、技術者さん同士の会話ではなかなかわからないところがあります。そして、今交わしている会話も、ほとんど会議録をお読みになっていない議員の方には、なかなかわかりにくい方もいらっしゃると思いますが。

〔「不規則な発言はやめて下さい」と議長〕

○石橋議員 だからこそ、第三者の専門家と市民が加わった調査が必要だというふうに思います。住民の疑念、不信を解くために、ぜひそのように調査を願いたい。そして、まず何よりも問題の文書の開示を求めて質問を終わります。

○議長（渡辺穰爾） その今の、石橋議員、文書というのはね、問題になっている文書で、漏えい問題で、あなた以外、誰が読んだというのを名指しで言うのは議事録に載っているの。取り消されませんか。誰か、名指しされましたけど。読んだとか読んでないという話じゃないの。公文書自体の漏えいとして、刑事的な働きかけをされているというので、第一義的に誰かっていうのも、私だって石橋さんにもお聞きしたいこともあるけど、石橋さんが、「誰々も読んでいます」という必要はないんじゃないかという部分で、これを議事録に載せますか、ということです。

○石橋議員 えーと、はい。多分それは取り消されて結構です。

○議長（渡辺穰爾） じゃあ、取り消しをされるということは、後で私と石橋さんとの間で議事録を確認しながら、とりあえずその部分は削除していきたいと思いますが、皆さん御了解いただけますでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○中田議員 議長、いいですか。

○議長（渡辺穰爾） はい、中田議員。

○中田議員 議事運営です。その件は、議長と石橋議員とでやっていただければ結構なんですが、例えば、警察に依頼をしている捜査対象、流出の対象となっている文書の内容とか、あるいは情報公開の上で個人情報の保護の考え方に基づいて保護されている内容について、このような公式の議会の場で、その内容について議論をされていること自体は、やはりどこかできちっと整理していただきたいと思いますが。

○議長（渡辺穰爾） まああの、いいですか。私が回答ということになるんですけども。もちろんこれが第一義的に石橋さんが、という部分だったら、これは非常に抵触する部分もあるので本人から確認をして、そうではないと。で、その文書を読んでという質問です。なおかつ、それを公開せいということでしたので、質問を許しておりますけども。今後ともそういう事例があるようなら、ちょっといろいろと御相談をしながら、議運なりと進めていきたいと思いますので、きょうのところはこれで、よろしくお願ひしたいと思います。ほかに質問はございませんか。通告による質問が終わったので、ほかの一般の質問はないかということです。よろしいですか。

○石橋議員 いいです。

○議長（渡辺穰爾） 一般質問を終結いたします。

~~~~~

第6 議案第9号～議案第13号

○議長（渡辺穰爾） 次に、日程第6、議案第9号から第13号までの5件を一括して議題といたします。これより、5件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。別にないものと認め。

○石橋議員 あ、済みません。通告していませんけど、あります。

○議長（渡辺穰爾） いや、そうですよ。それがなかったって今伺って、なかったので進めようとしているんですけど。

○石橋議員 一瞬遅れました。済みません。

○議長（渡辺穰爾） 質疑はございませんか。

○石橋議員 はい、議長

○議長（渡辺穰爾） 石橋議員。

○石橋議員 それでは、済みません。続けて質問させていただきます。議案第12号のうなばら荘の問題です。このたびの議案をいただきまして、答申などを読ませていただいたところ、赤字解消のための大幅な人員削減が予定されているというふうに書かれていまして、その赤字削減の方策としては評価するけれども、サービス面から、雇用を確保するという面からも、そこのところはバランスを考えて、よく考えてやってほしいというような答申になっておりました。まあ本当に、その大幅な人員削減というのは大変なことです。その内容、どういうふうな割合でどういうふうに削減されるのか、実

態をよく教えていただきたいということと、そして人員削減以外に赤字解消の方法がいろいろとられていないのかどうか、ということをお伺いします。

○板井施設工事課長 はい。

○議長（渡辺穰爾） 板井施設工事課長。

○板井施設工事課長 失礼いたします。初めに、うなばら福祉事業団の人員削減の件でございますが、現在の平成27年度からの指定管理を受けられますときに、事業計画というのを提出いただいております。その平成26年度に提出された事業計画における職員の数は46名となっております、その後、徐々に人員を削減されておまして、現在38名というふうになっているというふうに伺っております。このたび提出されました指定管理の申請に係る事業計画におきましては、現在の職員体制と同数の38名というふうになっておるところでございますが、選定委員会のほうでは5年前の事業計画と比較して8名の人員減となっている点を評価され、答申書の意見の内容となったところでございます。もう1点ございました。うなばら福祉事業団の経営改善というような御質問だったと思いますが、先ほどの人件費以外のところでございますが、経費削減のための方策といたしましては、委託業務に該当する業務につきまして、うなばら荘の職員が自ら取り組んでいただくなど、第三者にやっていただく委託業務の縮減に努めるというような計画となっております。また、従前から自主事業において、さまざまなプランというのを計画されておりますけれども、このたび提出されました事業計画におきましては、2月ですか、3月の中旬、あるいは5月中旬～7月の中旬といった、いわゆる閑散期におきまして、割安な価格で宿泊できるプランを新たに計画されているというふうなところでございます。以上です。

○石橋議員 はい、議長。

○議長（渡辺穰爾） 石橋議員。

○石橋議員 新たに大幅な人員が削減されるということではないということはわかりました。それでも、これまでに常に赤字解消策の一つとして人員が削減されてきたというのは大変なことだというふうに思います。うなばら荘のこの赤字は、この4年で…。

○議長（渡辺穰爾） 議案に対する質疑をしてください。思いはいいですから。質疑をしてください。

○石橋議員 質問に入ります。うなばら荘のこの赤字は、4年で1億円を超えるというふうに書かれています。で、その要因は何だろうかというふうなことが一つ。それと、平成6年の建てかえをしたときに、日吉津村の人に聞いたら、「7億円近い余剰金があったはずだ」というふうに言われまして、今、戸田さんの質問だと4億円ぐらいと言われていましたけど、それを建て直し費のために使って、そして、そこでまだ不足分を西部広域の市町村が按分して負担しているんだというお話だと思います。広域が指定管理で運営するにあたっては、年間委託料2,500万を広域が出すということになって、独立採算制だから、これ以上に赤字の負担はしないということになったというふうに伺っ

ておりますけれど、日吉津村のみにこの赤字を背負わせるのではなく、委託料を増額するとか、赤字の幾らかを広域でも負担するとかしながらこの施設を存続する、赤字を解消しながら黒字へ転換するために力を添えることはできないのか。ということをお伺いしたいと思います。今後２年間、あり方検討会があって、その中で結論を出されるんだと思うんですが、このあり方検討会というのが非公開だというふうに聞いていますけど、ぜひ公開していただきたいというふうにも思います。以上、３点についてお答えください。

○神庭事務局長 はい、議長。

○議長（渡辺穰爾） 神庭事務局長。

○神庭事務局長 平成２７年度から現在の指定管理期間が始まっておりますが、この平成２７年度からのうなばら荘指定管理の枠組みといたしましては、新たな市町村負担は行わず、毎年指定管理者から納入される２，５００万円の指定管理者納入金の範囲内で、施設の修繕費等の施設の維持に係る経費を賄って、うなばら荘の管理運営を継続していくということといたしております。その、うなばら荘指定管理を請け負われている指定管理者のうなばら福祉事業団の経営状況につきましては、対応が必要な状況にあると認識をいたしておりますが、今後につきましては、現在、事業団が進めておられる経営改善の取り組みを日吉津村や当組合と連携しながら、さら進めていただくことで、次期指定管理期間の指定管理を行っていただきたいと考えております。また、今後のうなばら荘のあり方につきましても検討を進めまして、早期に結論を出していきたいと考えております。以上です。

○議長（渡辺穰爾） ほかに議案に対する質疑は２回までです。ルールを確認してください。

〔「一つ答えられなく」と石橋議員〕

だから、ルールを確認してください。質疑も通告できるならしてください。で、質疑というのは２往復までです。３往復はございません。ほかに、議案に対する質疑はございませんか。はい。別のないものと認め、質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案９号から議案１２号までの４件につきましては、お手元に配付しとります付託区分表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。お諮りいたします。議案第１３号につきましては、７名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

御異議なしと認めます。よって、７名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置することに決しました。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、組合議会委員会条例第５条第２項の規定により、１番 今城議員、２番 国頭議員、４番 戸田議員、９番 足田議員、１０番 井藤議員、１３番 幸本議員、１５番 小谷議員以上７名を指名し、選任いたします。委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午後２時２８分 休 憩

午後４時２５分 再 開

○議長（渡辺穰爾） 休憩前に引き続き、会議を開きます。この際、御報告いたします。先ほど休憩中に、正副委員長の互選が行われました結果、総務・消防常任委員長に小谷議員、副委員長に石橋議員が、民生・環境常任委員長に今城議員、副委員長に秦議員が、また、決算審査特別委員長に国頭議員、副委員長に足田議員がそれぞれ決定した旨の届出がありましたので、御報告をいたします。これより、４件の議案について、各委員会の審査報告を求めます。初めに、総務・消防常任委員会の審査報告を求めます。

○小谷委員長 議長。

○議長（渡辺穰爾） 小谷委員長。

○小谷委員長 １５番。総務・消防常任委員会の審査報告をいたします。当委員会に付託されました議案３件について、先ほど委員会を開き審査をいたしました結果、まず議案第９号「鳥取県西部広域行政管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」は、常時ある職については正規の職員で対応すべきであり、また一部収入が減額となる職員がいるため反対という意見もありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第１０号「鳥取県西部広域行政管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。最後に、議案第１１号「鳥取県西部広域行政管理組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で審査報告を終わります。

○議長（渡辺穰爾） 次に、民生・環境常任委員会の審査報告を求めます。今城委員長。

○今城委員長 はい、議長。民生・環境常任委員会の審査報告をいたします。当委員会に付託されました議案１件について、先ほど委員会を開き審査をいたしました結果、議案第１２号「鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の指定管理者の指定について」は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で審査報告を終わります。

○議長（渡辺穰爾） 以上で、委員長の報告は終わりました。それでは、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

別がないものと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

別がないものと認め、討論を終結いたします。これより、４件の議案を順次採決いたし

ます。初めに、議案第9号「鳥取県西部広域行政管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。賛成多数であります。次に、議案第10号「鳥取県西部広域行政管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。次に、議案第11号「鳥取県西部広域行政管理組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。次に、議案第12号「鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の指定管理者の指定について」を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。お諮りいたします。先ほど、決算審査特別委員長から、閉会中の継続審査の申し出がありました。この際、本件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題といたすことに決しました。

~~~~~

#### 日程追加 閉会中の継続審査

**○議長（渡辺穰爾）** それでは、閉会中の継続審査についてを議題といたします。議案第13号について、決算審査特別委員長からお手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。お諮りいたします。本件については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本件については、閉会中の継続審査とすることに決しました。

~~~~~

閉 会

○議長（渡辺穰爾） 以上で、本定例会に付議されました事件は、全て議了をいたしました。これをもって、令和元年１１月鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会を閉会いたします。御苦勞様でした。

午後４時３４分 閉 会

地方自治法第 292 条において準用する同法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

鳥取県西部広域行政管理組合議会議長 渡辺 穰爾

同 議員 石橋 佳枝

同 議員 小谷 博徳